

別記様式(第7条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町文化財保護審議会
- 2 会議日時 令和2年7月20日(月) 10時00分から10時50分まで
- 3 開催場所 富士川町教育文化会館 3階会議室
- 4 出席者数 (1) 委員 10名
(2) 事務局 4名
- 5 議題 令和元年度補助金交付実績について
年間行事予定について
- 6 審議会内容
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 教育長あいさつ
 - (4) 役員選任
 - (5) 会長あいさつ、
 - (6) 議事
 - ①令和元年度補助金交付実績について
 - ②年間行事予定について
 - ③その他
 - (7) 閉会
- 7 発言の内容
 - ① 令和元年度補助金交付実績について
事務局 「令和元年度補助金交付実績について」報告
富士川町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき交付した結果を報告した。
委 員 補助金決定額と交付額が異なるのは何故か。

事務局 補助金決定額は見積りの段階での金額であり、実際購入したら値段が下がった。その額に対し、要綱で定める率での交付額となったためである。

② 年間行事予定について

審議会委員の任務と年間行事について説明した。文化財保護法が改正となり未指定の文化財も含めた保存活用が課題である。昨年度から富士川舟運の資料収集を行い、資料館整備について検討いただいた。今年度も引き続き検討を進めていくので必要に応じて審議会のご意見を伺いたい。

委員 資料の散逸を防ぐため、資料収集は大事である。資料の他に、鰯澤と青柳は大変賑わいのある宿場町であったため、蔵見せ造りの建物が今もいくつか残っている。これらの建物をまちづくりに活かす考えはあるか。

事務局 資料収集については、引き続き情報提供をいただきたい。蔵見せ造りの建物の保存活用については、個人所有の建物であり、住まいになっている建物もあるため、これらを活かしたまちづくりというのは難しいと考える。今後の課題の一つとしていきたい。

委員 菴米の明王寺には大変貴重な掛け軸があり、山梨県の文化財保護審議会の委員さんも県指定になるのではと気にしてくれているようである。ただ、古いもので、しばらく箱から出したことがないため、出して破損しては困るという心配もあるようだ。

事務局 県の指定文化財に申請する場合は、まず町の文化財として指定する必要があるため、貴重な資料をお持ちということであれば当審議会において指定文化財として該当するか審議していただければと考える。

委員 以前、旧町民会館で富士川舟運の講演会が開催された際に貴重な当時の資料が沢山展示されていた。その資料の持ち主は亡くなってしまったと聞いているが、それらの資料が散逸しないよう親族の方と交渉してみたらどうだろうか。

事務局 その方が資料をたくさん持っていたとの情報は、事務局にも寄せられている。親族の方と接触し、資料の確認等を行っていきたい。

委 員 本町には53件の指定文化財があるとのことだが、町にはいくつもの伝説的な言い伝えも残っている。このような町に伝わる伝説をどのように後世に伝えていくか。無形文化財として後世に残していくことは可能か。

事務局 伝説的な話は、無形文化財としての指定は困難である。しかし、町内に伝わる伝説的な言い伝えは、後世に残していく必要があると考えるので、そのような情報をお持ちでしたら事務局まで情報提供をお願いしたい。

8 閉会